

定款附属書役員選任規程

あわじ島農業協同組合

定款附属書役員選任規程

(選任期日)

第1条 役員任期の満了による選任は、役員任期が終わる日の通常総会において行う。

- ② 第10条の規定による再選任又は第11条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内にこれを行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の決議によって選任する。

- ② 定款第44条第2項後段の規定は、前項の規定による役員選任については、これを適用しない。

(通知)

第3条 役員選任に係る総会の招集通知には、各候補者の氏名、生年月日及び略歴その他農林水産省令で定める事項を記載し、又はこれらの事項を記載した書類を交付しなければならない。

(選任議案)

第4条 役員選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。

- ② 組合長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成してしなければならない。
- ③ 前項の推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。
- ④ 推薦会議が役員候補者を決定するには、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- ⑤ 推薦会議についての細則は、役員候補者推薦会議規程の定めるところによる。

(候補者の承諾)

第5条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承認を得ておかななければならない。

(投票)

第6条 第2条第1項の決議は、無記名投票で表決をとる。

- ② 前項の投票は、所定の投票用紙に賛否を表示し、議長の指示した時間内にこれを投票箱に投入して行わなければならない。
- ③ 正組合員は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載又は記録その他により、その資格を明らかにしなければならない。
- ④ 前項の規定は、定款第50条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。

(書面による議決権の行使)

第7条 正組合員は、役員選任について書面をもって議決権を行うときは、第6条第2項の規定にかかわらず、定款第50条第2項の規定により役員選任に関する議案につ

いて、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。

（開票）

第8条 役員候補者となっている者は、前項の立会人となることができない。

（無効投票）

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

1. 所定の用紙を用いないもの
2. 賛否の確認し難いもの

（再選任）

第10条 役員に選任された者（以下「被選任者」という。）が、定款第31条の各号のいずれかに該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は農業協同組合法（以下「法」という。）第96条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

（補欠選任）

第11条 役員が定款第30条第1項で定める定数の下限を下回った場合又は員外監事（法第30条第14項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前3月以内であるとき（員外監事の全部が欠けた場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

1. この規程は、登記の日より施行する。
2. この変更に伴う変更後の第1条の規定は、定款第36条の変更後の規定の適用を受けることとなる役員の任期満了による選任から適用する。
3. この規程の変更は、行政庁の認可のあった日（平成5年6月21日）から効力を生ずる。
4. この規程の変更は、行政庁の許可のあった日（平成10年6月30日）から効力を生ずる。
5. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日（平成14年7月30日）から効力を生ずる。ただし、第13条中「法第30条第12項」とあるのは、平成15年3月31日までは「法第30条第11項」と読み替えるものとする。
6. この規程の変更は、平成17年4月1日から施行する。ただし、同日までに行政庁の認可がない場合は、行政庁の認可のあった日から効力を生じる。
7. 役員選任規程第4条第3項に規定する区域及び人数は、平成18年の役員改選からは別表1のとおりとする。ただし、それまでの間は別表2によるものとする。
8. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日（平成19年7月24日）から効力を生ずる。

9. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日（平成 23 年 7 月 14 日）から効力を生ずる。なお、この変更は、現任役員の任期満了による改選時の推薦会議から適用する。
10. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日（平成 28 年 7 月 25 日）から効力を生ずる。

(別表 1)

区 域		推薦会議に 出席する人数
第 1 区	広 田	1
	倭 文	1
第 2 区	松 帆	1
	湊	1
	津 井	1
	伊加利阿那賀	1
	志 知	1
第 3 区	榎 列	1
	八 木	1
	市	1
	神 代	1
第 4 区	賀 集	1
	福 良	1
	阿 万	1
	灘	1
	北阿万	1
合 計		16

(別表 2)

区 域	推薦会議に 出席する人数
広 田	1
倭 文	1
松 帆	1
湊	1
津 井	1
阿那賀	1
伊加利	1
志 知	1
榎 列	1
八 木	1
市	1
神 代	1
賀 集	1
福 良	1
阿 万	1
灘	1
北阿万	1
合 計	17